

# カーボンニュートラルに向けた投資促進税制適用支援サービス

EY税理士法人

EY

Building a better working world

カーボンニュートラルの実現に向けた世界的な取り組みの加速に軌を一にする形で、日本政府は2020年12月、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。

これを受けて、企業による短期・中長期の脱炭素化投資への税制支援措置として、主務大臣が認定した場合、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入又は生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、税額控除(10%/5%)又は特別償却(50%)が適用されることになりました(2024年3月末まで)。

企業のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みにあたっては、適切な税務戦略に基づき税制のメリットを計画的・効果的に享受することが一層重要となります。

## 適用を受けるためのキーポイント

次の事例に当てはまる場合は適用要件を充足できる可能性があります。簡易チェック(裏面参照)で初期的な分析が可能ですのでご活用ください。また、本制度は製造業のみならず、金融・保険業やサービス業においても適用可能です。

- 1 | 太陽光発電設備を設置予定 (Power Purchase Agreement方式を除く)
- 2 | 事業所、工場等で使用する電力をCO2フリー電力に切り替えた、切り替える予定
- 3 | 事務所や工場にエネルギー効率の優れた設備 (空調設備やLEDなど) を導入予定
- 4 | 事務所や工場などを移転・新設予定 (移転・新設に伴ってエネルギー効率が優れた設備に切り替わる)
- 5 | CO2削減に関する補助金やZEB認証の申請を予定している設備

※事業適応計画の認定日以降に取得し、2024年3月末までに事業併用する設備が対象です。

※自社で保有する事務所や工場などに導入される設備が対象です。

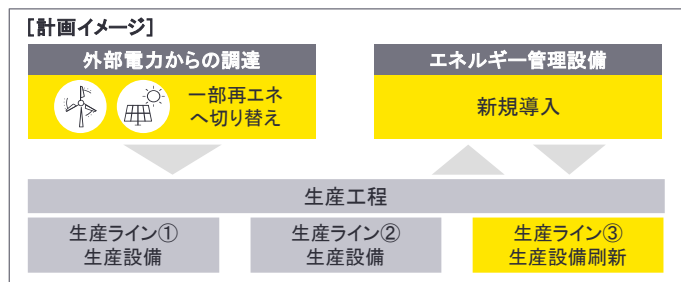
※貸付の用に供する設備は対象外です。

## カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の枠組みとタックスベネフィット

カーボンニュートラルに向けた投資に関して税制メリットを享受するためには、産業競争力強化法に基づき、主務大臣の事前認定を得る必要があるなど、将来を見据えた投資の計画化と実施が必要となります。

### 生産工程効率化等設備の導入

事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO2排出量)を7%以上向上させる計画に必要な設備

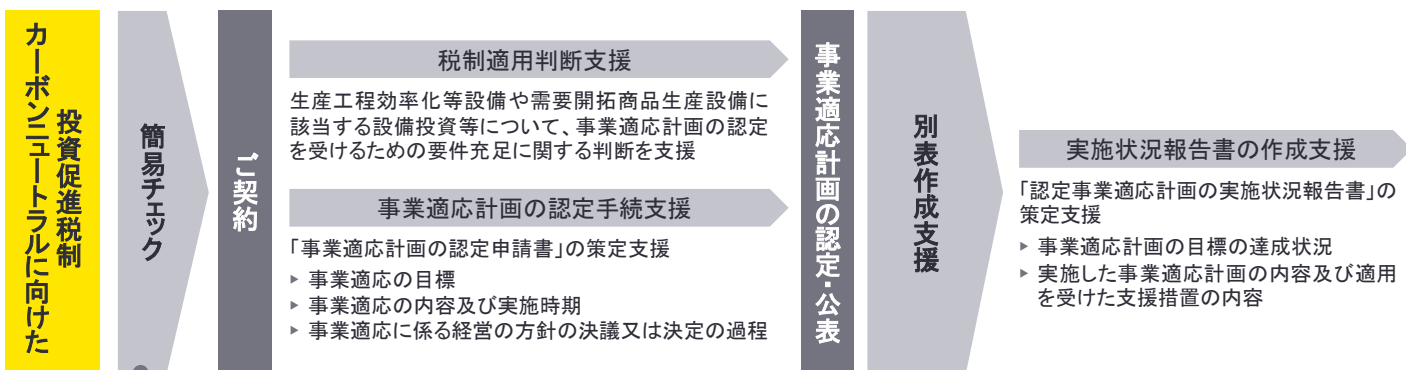


対象設備*	税額控除	特別償却
▶ 機械装置	5%	50%
▶ 器具備品	目標が10%以上 向上の場合 10%	
▶ 建物付属設備		
▶ 構築物		

\*導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要

※上記以外にも化合物パワー半導体や燃料電池など大きな脱炭素効果を持つ製品の生産設備を導入する場合についても優遇措置があります。

## EYが提供する主なサービス



下記で得られる情報をベースに無料で簡易チェックを行います。情報ご提供後、1週間から2週間を目安に、本税制の適用可能性や留意点についてお伝えします。

#### ご依頼資料(例)

省エネ法に基づく定期報告書と中長期計画書(202X年7月提出)

100%CO2フリー電力への切替に関する取り組み状況

202X年X月から2024年3月末までの間におけるカーボンニュートラルに関する投資リスト(設置する事業所名、取得時期、事業共用時期、取得価額、年間消費電力、CO2削減量などが分かるもの) ※規模の大きな投資に対応するもので構いません

202X年X月から2024年3月末までの間における事務所や工場などの移転又は新設予定

## Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド  
コミュニケーション部

tax.knowledge@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体

が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved. ED None

Japan Tax SCORE 20210804

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja\_jp